

山梨県立大学学生の入学前の既修得単位認定に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2210号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、入学者（編入学者を除く。以下同じ。）が本学に入学する前に、大学若しくは短期大学又は外国の大学等（以下「出身大学等」という。）において修得した単位（以下「既修得単位」という。）の本学における認定（以下「既修得単位認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 既修得単位認定の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出身大学等において履修した既修得単位を対象とする。
- (2) 科目の名称にとらわれず、履修した授業科目の内容により単位を認定する。
- (3) 単位の認定は、申請学生ごとに行うこととする。

(申請)

第3条 既修得単位認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本学が指定した期日までに、既修得単位認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる申請書類等を添付して、学長に申請するものとする。なお、申請は入学年度のみとする。

- (1) 出身大学等の発行する成績証明書又は単位修得証明書（以下「成績証明書等」という。）
- (2) 出身大学等の授業科目の概要が記載されたシラバス、授業概要、履修案内その他これらに類するもの（以下「シラバス等」という。）

(認定作業)

第4条 既修得単位認定の作業は、成績証明書等及びシラバス等に基づき、本学の授業科目に相当すると認められる科目について、当該授業科目を担当する教員が行う。ただし、当該授業科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該授業科目が学部専門科目の場合、学部長が指名する本学の専任教員が行う。
- (2) 当該授業科目が全学共通科目及び教職課程科目の場合、全学教育委員長が指名する本学の専任教員が行う。

(既修得単位認定)

第5条 学部長は、前条に定める既修得単位認定の作業の結果に基づき、既修得単位認定のための原案を作成し、学部教授会に提案する。

2 学長は、学部教授会における審議を経て既修得単位を認定するものとする。

(申請者への通知)

第6条 学長は、前条による既修得単位認定の結果を既修得単位認定書（様式第2号）により申請者に通知する。

(認定単位数の上限)

第7条 卒業認定にあたっては、学則第27条及び第28条により与えられる単位数と合わせて、学則第29条第3項に規定する認定単位数に抵触しないことを確認する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月26日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。

(様式第1号)

既修得単位認定申請書 (入学前)

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

学籍番号
氏名
住所
電話番号

印

次の科目の既修得単位を認定していただきたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 成績証明書又は単位修得証明書
- 2 シラバス、授業概要、履修案内等の写し

(注) 外国の大学等の場合は、添付書類の日本語訳を添付すること。

本学の授業科目			既修得科目		単位を修得した大学名等	認定の可・否	教員署名欄
科目名	教員名	単位数	科目名	単位数			
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
						可・否	
合計	科目 単位		合計	科目 単位			

(様式第2号)

既修得単位認定書

平成 年 月 日

学籍番号
氏名

山梨県立大学長

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、山梨県立大学学則第29条の規定に基づき次のとおり認定します。

本学の授業科目		既修得科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
合計	科目 単位	合計	科目 単位